

「脱炭素 極・礎」に関する追加ご説明書

拝啓 この度は、当社の提供する電力供給サービスに付帯するオプションサービス、「脱炭素 極・礎」のご利用をご検討いただきまして、誠にありがとうございます。

脱炭素 極・礎をお申込みいただくお客さまには、高圧電力供給契約申込書及び申込書内の重要事項説明書（以下「申込書等」といいます。）に付随する別紙として、本書の内容をご査収いただきますようお願い申し上げます。本書は申込書等の一部をなすものであり、本書に記載の無い事項につきましては、申込書等に記載の内容を適用いたします。

また、本書は申込書等の控えとともに、大切に保管いただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

■脱炭素 極・礎について

脱炭素 極・礎の内容は、それぞれ以下のとおりいたします。

<個別項目>

1. 脱炭素 極

<p>オプションサービスの内容</p>	<p>① 脱炭素 極（以下「本オプション」といいます）は、当社がお客様に供給する電気について、一般社団法人日本卸電力取引所が運営する非化石価値取引市場において当社が購入する非化石証書（一般社団法人日本卸電力取引所が定める「一般社団法人日本卸電力取引所 非化石価値取引規程」の定義に従うものとし、以下同様とします）を使用し、実質的に再生可能エネルギー100%として供給するよう努め、かつ実質的な二酸化炭素排出係数（調整後排出係数）を 0kg-CO2/kWh とする環境価値を付与するよう努めるオプションサービスです。</p> <p>② 本オプションにおいて当社がお客様に供給する電気に用いる非化石証書は、再生可能エネルギー指定かつ運転開始から 15 年以内の発電設備に係るトラッキング付きのものとします。ただし、お客様は、発電所や電源の種類を指定することはできないものとします。</p> <p>③ 本オプションにおける電源構成及び非化石証書の使用状況の計画値は、当社 WEB サイトにて開示するものとします。</p> <p>④ 本オプションにおける当社の電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数（調整後排出係数）の実績値は、前年度の実績確定後当社 WEB サイトにて開示するものとします。</p> <p>⑤ 当社は、お客さまが希望し、当社が指定した様式により申し出た場合、本オプションにおいて N 年度（N 年 4 月から N+1 年の 3 月まで）に当社が購入して使用した非化石証書について、N+1 年 6 月に、お客様に対して、お客様ごとの証明書を発行するものとします。</p>
<p>オプション料金</p>	<p>① 電力供給契約に本オプションを付帯するお客様は、主契約に基づく料金に加えるオプション料金として、以下(1)及び(2)それぞれの算定式によって求められる金額の総額を支払うものとします。なお、各金額の単位は 0.01 円とし、その端数は小数第 3 位以下を切り捨てるものとします。</p> <p>(1) 使用電力量 × 申込書に定める利用料金単価(円/kWh) ÷ (1 - 損失率(※1)) × (1 + 消費税率)</p> <p>(2) 使用電力量 × 一般社団法人日本卸電力取引所が定める約定量 1kWh あたりの非化石価値取引売買手数料（約定量従量制）(※2) ÷ (1 - 損失率(※1)) × (1 + 消費税率)</p> <p>※1：「損失率」とは、各需要場所の属する地域を管轄する一般送配電事業者が託送供給等約款にて定める損失率を指します。</p> <p>※2：N 月の検針日から N+1 月の検針日の前日までの期間において使用される電気の料金には、N+1 月の検針日の前日が属する月の年度（毎年 4 月から翌年の 3 月まで）の非化石価値取引売買手数料（約定量従量制）が適用されます。</p>

	② 当社は、毎月 1 日時点において、オプション料金の見直しを行い、当社が必要と判断した場合は、当社が適当と判断した方法によりお客様に通知し、その内容を改定することができるものとします。なお、N 月 1 日時点の改定の場合、N 月の検針日から N+1 月の検針日の前日までの期間において使用される電気の料金から、改定後のオプション料金の適用を開始するものとします。
免責事項	お客様の電力使用量が当社の想定を上回る場合や、非化石証書の調達状況が悪化した場合、及び天災地変、戦争、法令の制定または改廃その他当社の責めに帰すべからざる事由が発生した場合で当社がやむを得ないと判断した際は、再生可能エネルギー指定かつ運転開始から 15 年以内の発電設備に係るトラッキング付きのものではない非化石証書を使用することや非化石証書の使用状況が 100%とならないこと、または二酸化炭素排出係数が実質的にゼロとならないことがあるものとし、これによりお客様に生じた損害について、当社は賠償の責めを負わないものとします。

2. 脱炭素 礎

オプションサービスの内容	<p>① 脱炭素 礎（以下「本オプション」といいます）は、当社がお客様に供給する電気について、一般社団法人日本卸電力取引所が運営する非化石価値取引市場において当社が購入する非化石証書（一般社団法人日本卸電力取引所が定める「一般社団法人日本卸電力取引所 非化石価値取引規程」の定義に従うものとし、以下同様とします）を使用し、実質的に再生可能エネルギー 100%として供給するよう努めるオプションサービスです。</p> <p>② 本オプションにおいて当社がお客様に供給する電気に用いる非化石証書は、再生可能エネルギー指定かつトラッキング付きのもの（トラッキング情報の選択は無作為とします）とし、お客さまは、発電所や電源の種類を指定することはできないものとします。</p> <p>③ 本オプションにおける電源構成及び非化石証書の使用状況の計画値は、当社 WEB サイトにて開示するものとします。</p> <p>④ 本オプションにおける当社の電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数（調整後排出係数）の実績値は、前年度の実績確定後当社 WEB サイトにて開示するものとします。</p>
オプション料金	<p>① 電力供給契約に本オプションを附帯するお客様は、主契約に基づく料金に加えるオプション料金として、以下(1)及び(2)それぞれの算定式によって求められる金額の総額を支払うものとします。なお、各金額の単位は 0.01 円とし、その端数は小数第 3 位以下を切り捨てるものとします。</p> <p>(1) 使用電力量 × 1.30 円/kWh × (1 + 消費税率)</p> <p>(2) 使用電力量 × 一般社団法人日本卸電力取引所が定める約定量 1kWh あたりの非化石価値取引売買手数料（約定量従量制）(※1) × (1 + 消費税率)</p> <p>※1：N 月の検針日から N+1 月の検針日の前日までの期間において使用される電気の料金には、N+1 月の検針日の前日が属する月の年度（毎年 4 月から翌年の 3 月まで）の非化石価値取引売買手数料（約定量従量制）が適用されます。</p> <p>② 当社は、毎月 1 日時点において、オプション料金の見直しを行い、当社が必要と判断した場合は、当社が適当と判断した方法によりお客様に通知し、その内容を改定することができるものとします。なお、N 月 1 日時点の改定の場合、N 月の検針日から N+1 月の検針日の前日までの期間において使用される電気の料金から、改定後のオプション料金の適用を開始するものとします。</p>
免責事項	お客様の電力使用量が当社の想定を上回る場合や、非化石証書の調達状況が悪化した場合、及び天災地変、戦争、法令の制定または改廃その他当社の責めに帰すべからざる事由が発生した場合で当社がやむを得ないと判断した際は、再生可能エネルギー指定ではない非化石証書を使用することや非化石証書の使用状況が 100%とならないこと、または二酸化炭素排出係数が実質的にゼロとならないことがあるものとし、これによりお客様に生じた損害について、当社は賠償の責めを負わないものとします。

<共通項目>

契約期間	<p>① 本オプションの附帯契約の契約期間は、電力供給契約における主契約の契約期間に準じます。</p> <p>② 電力供給契約における主契約が終了した場合、その終了事由を問わず当然に本オプションの附帯契約も終了するものとします。</p>
オプションサービスの 変更、解約または再 附帯	<p>① 本オプションの附帯契約は、主契約との同時締結もしくは同時終了の場合または当社が別途認めた場合を除き、お客様による変更または再附帯（再締結）については、毎年4月の検針日から同年5月の検針日の前日までの期間における使用分からのもののみを可能とし、お客様による解約については、毎年3月の検針日から同年4月の検針日の前日までの期間における使用分をもつての解約のみを可能とします。</p> <p>② 前号の定めは、当社による本オプションの附帯契約の変更、解約または再附帯（再締結）には適用しないものとします。</p>

以上